

## 世田谷区公契約の労働報酬下限額の改定について

### 付議の要旨

平成30年4月1日以後に締結する公契約について、下記のとおり適用する。

### 1 主旨

平成29年10月16日付で提出された世田谷区公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会（以下「委員会等」という。）の報告書等を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

### 2 労働報酬下限額

対象	(1) 予定価格3千万円以上の工事請負契約	(2) 予定価格2千万円以上の工事請負契約以外の契約(委託等)
現行	国土交通省定義の51職種技能労働者のうち熟練労働者： <u>公共工事設計労務単価の85%</u> 見習い・手元等の未熟練労働者、年金等受給による賃金調整労働者： <u>公共工事設計労務単価の軽作業員比70%</u> 上記に該当しない労働者：1,020円	1,020円
報告書	現行と同じ(、)	1,050円
改定	<u>現行と同じ</u>	<u>1,020円</u>

#### (1) 予定価格3千万円以上の工事請負契約

委員会等の報告書において、労働報酬下限額の設定は29年度を基本とし、30年度は設定された報酬下限額の確実な実行を基本目標とする案が提示され、妥当と考える。

#### (2) 予定価格2千万円以上の工事請負契約以外の契約(委託等)

委員会等の報告書では、区職員(高卒初任給)から算出した1,113円を目標に30年度は1,050円とする案が提示された。一方、委託事業者からは、提示された下限額をもとに、従業員の賃金の最低額は増額することができたが、より上位の労働者の賃金を連動させることが叶わず、賃金体系にゆがみが生じてしまっているとの声もある。また、ふるさと納税等による減要素を抱える区の財政状況等も踏まえると、到達目標は目指しながらも、30年度は据え置きとする。なお、現行の報酬下限額の確実な履行を図るため、ポスター掲示による周知に加え、労働報酬の実態把握に努める。

### 3 今後のスケジュール

平成29年12月 企画総務常任委員会で報告  
公契約適正化委員へ報告  
平成30年 2月 平成30年度労働報酬下限額 告示  
(公共工事設計労務単価変更に基づく)  
4月 新労働報酬下限額適用開始